



## 第1章 序 論

### 1. 合併の必要性

大野郡5町2村は、恵まれた自然と母なる大野川の流れのもとで、古くからいわゆる大野川流域石仏文化が開花し、その後、戦国時代の大友氏の統治下を経て、江戸時代には岡藩及び臼杵藩の藩政下にあって栄えてきました。

その後、明治11年（1878年）の郡区町村編成法の施行によって大野郡となり、明治の大合併（明治22年＝1889年）、昭和の大合併（昭和30年＝1955年）を経て、現在の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町となりました。

また、古くから文化的、経済的に深いつながりを有しており、通勤・通学はもとより、近年の生活圏や商圏の飛躍的拡大によって、地域の一体感はますます強くなってきています。

さらに、平成6年（1994年）の地方自治法改正により、平成8年（1996年）4月1日に全国に先駆けて「大野広域連合」を発足させ、ゴミの収集・焼却、し尿の処理業務をはじめとして、文化センターの管理・運営、介護保険の認定審査業務を行っており、広域的行政サービスの高まりの中で、行政的なつながりはますます膨れあがってきています。

このような地域的な情勢にあって、大野郡5町2村の発展を模索し、質が高く、よりきめ細かい行政サービスを将来にわたって提供するためには、町村の垣根を越え、スケールメリットをいかしつつ、主体的で効率的な行財政運営が求められています。

#### (1) 地方分権の進展と行財政基盤の強化

近年、めまぐるしく変化する社会経済情勢の中で、特に少子・高齢化、過疎化、情報化、国際化等の潮流への対応が行政に対して強く求められています。また、多様化、高度化及び専門化する住民ニーズへの柔軟かつ適切な対応も益々必要となってきました。

一方、地方財政については、国の財政再建に伴う地方交付税の急速な削減、長引く景気低迷による税収の落ち込み等により、悪化の一途を辿っています。

これらの現状や課題に対処し、活力ある地域社会を構築していくためには、行財政改革を積極的に進め、「自己決定・自己責任」という地方分権の原則の下で、自治体の自立を目指していかなければなりません。

そのため、スケールメリットを発揮し得る大野郡5町2村の合併により、財政力を強化するとともに、行政の総合力を高めていくことが求められています。

#### (2) 生活圏の拡大と多様化・高度化する行政課題への対応

大野郡5町2村は、歴史的・地理的な要因から非常に深いつながりを有してきましたが、本格的な自動車社会の到来、道路網の整備、JR豊肥線の列車増便等により、通勤、通学、買物等の日常生活圏が飛躍的に広がっています。

大野郡5町2村は、すでに一定の生活圏を形成しており、生活圏にあった一体的なまち



づくりの推進には、実態に即した町村の再編が必要となっています。

近年、少子・高齢化社会、IT社会等への対応による新たな行政課題も生まれてきています。さらに、行政に対する住民ニーズの多様化・高度化等により、行政の事務事業量は明らかに増大し、専門化、細分化されてきています。

それらに対応するためには、拠点となる施設の整備、専門職の配置等によって、時代の要請や住民ニーズに沿った行政サービスの提供が求められています。

### (3) 少子・高齢化の進展

大野郡5町2村における少子化の進行は、出生率の低下という社会構造的な問題とともに、結婚・出産年齢層の流出という地域的な問題を同時に抱えており、深刻な事態となっています。少子化は、地域の次代を担う若者が少なくなることから、将来において生産年齢人口・労働人口を減少させ、地域経済力、ひいては活力の衰退につながります。

一方、高齢化の進行は、元気なお年寄りによるまちづくりへの参画等、多くの地域社会への貢献があるものの、総体としては、医療、介護・福祉等の行政需要がますます膨れ上がり、財政負担の増大をもたらすこととなります。

大野郡5町2村は、財政基盤が脆弱な小規模自治体の多い地域だけに、少子・高齢化の急速な進行によって、行財政基盤の悪化が懸念されており、その対処が地域における将来の大きな課題の一つであるといえます。

## 2. 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

本計画は、大野郡5町2村の合併後に新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより新市の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的とします。

また、本計画は、大野郡5町2村の合併に際し、住民の皆さんに新市の将来ビジョンを明らかにするとともに、いわゆる新市のマスタープランとしての役割を持ち、新市のあるべき方針や方向性を示すものであることから、新市誕生後速やかに策定される「新市総合計画」の基本構想部分にあたると解釈できます。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

### (3) 計画の期間

新市建設の基本方針、建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10カ年計画とします。